



改正派遣法に基づく マージン率の公開

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

2024年4月1日～2025年3月31日

派遣労働者の数	0人
派遣先数	0社
派遣料金の平均額(8h平均)	0円
派遣労働者の賃金の平均額(8h平均)	0円
マージン率	0%
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ研修 企業コンプライアンス研修

株式会社PLMジャパン

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー16F Tel.03-3507-1340 Fax.03-3507-1341